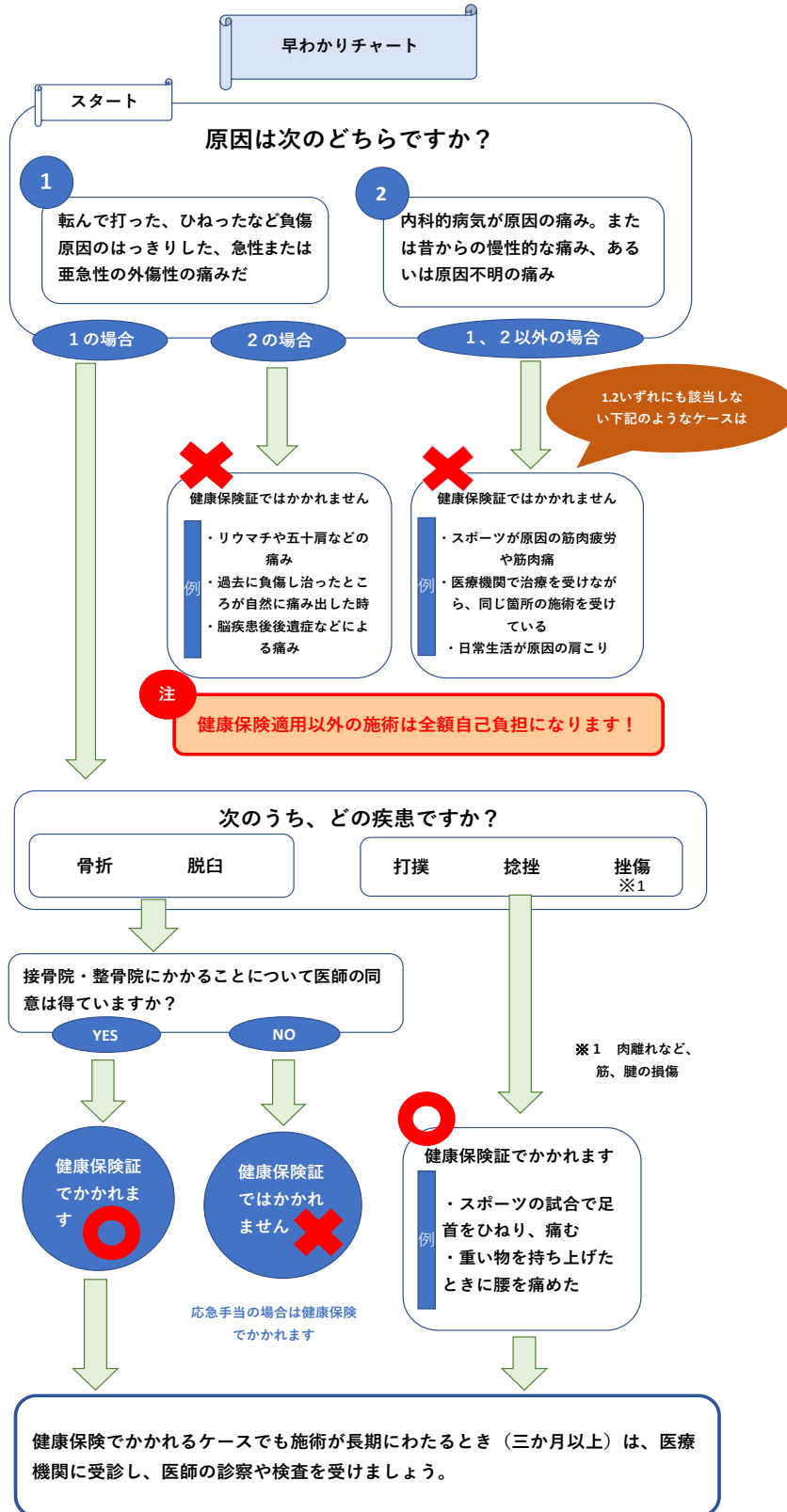


健康保険証でかけられるとき・かけられないとき

整骨院・接骨院は病院（保険医療機関）ではないため、必ずしも健康保険が使えるわけではありません。整骨院や接骨院を利用する前にご自身で確認してみましょう。



こういう場合は健康保険でかかれません

全額自己負担になります

Case 1

ケガをして病院で治療中だが早く治したいので整骨院にも通院している



医療機関と並行受診している場合は、整骨院で健康保険は使えません

Case 2

いつもランニング後、足の筋肉痛がひどくなり、近所の整骨院でマッサージを受けた



単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術に健康保険は使えません

Case 3

仕事中に階段で足をひねってしまい、捻挫をしたので接骨院で施術を受けた



業務中のケガは健康保険ではなく労災保険（労働者災害補償保険）の対象になります

Case 4

仕事で毎日長時間パソコンを使用するため肩こりがひどくなり、会社の近所の接骨院でマッサージを受けた



日常生活で起こる肩こり・腰痛等に健康保険は使えません

Case 5

数年前の交通事故で傷めたひざが再び痛み出したので整骨院で施術を受けた



過去のケガや交通事故の後遺症などは健康保険の対象になりません

Case 6

部活の野球で肩の脱臼が疑われたので近くの整骨院に行き、健康保険で応急手当を受けたがそのまま通いたい



骨折と脱臼は医師の同意がなければ接骨院・整骨院に健康保険ではかかりません。ただし、応急手当の時は同意は必要ありません。しかし、応急手当後に施術を受けたい場合は医師の同意が必要です

Case 7

長い間にわたる関節痛で痛み出すたびに通院している



症状の改善がみられない、長期にわたる漠然とした施術に健康保険は使えません